

科目名	債権法総論Ⅱ	
担当者	長瀬 二三男 / NAGASE, Fumio	
科目情報	法律 / 選択 / 後期 / 講義 / 2単位 / 2年次	
科目概要	授業内容	本講義では、民法第3編債権の第1章総則（399条～520条）のうち、第3節多数当事者の債権及び債務、第4節債権の譲渡、第5節債権の消滅（427条～520条）を説明する。民法総則Ⅰ・Ⅱ、債権総論Ⅰを履修していることを前提に講義を行う。
	到達目標	物権と債権の違いを理解し、債権各論の契約法や不法行為法が正しく理解できるよう、債権に関する基礎知識を定着させる。具体的には、司法書士試験、行政書士試験、公務員採用試験などに必要な知識を獲得する。
授業計画	(1) 多数当事者の債権関係(1)－分割債権・債務関係 (2) 多数当事者の債権関係(2)－不可分債権・債務関係 (3) 多数当事者の債権関係(3)－連帯債務① (4) 多数当事者の債権関係(4)－連帯債務② (5) 多数当事者の債権関係(5)－保証債務① (6) 多数当事者の債権関係(6)－保証債務② (7) 債権の譲渡(1)－債権の譲渡性 (8) 債権の譲渡(2)－債権譲渡の対抗要件① (9) 債権の譲渡(3)－債権譲渡の対抗要件② (10) 債務引受・契約上の地位の譲渡 (11) 債権の消滅(1)－債務の履行と弁済 (12) 債権の消滅(2)－弁済による代位 (13) 債権の消滅(3)－相殺 (14) 債権の消滅(4)－更改・免除・混同 (15) 総まとめ	
自学自習	事前学習	・「使用教材・参考文献」を前もって読んでおくこと。 ・意味のわからない用語は辞書等で事前に調べておくこと。
	事後学習	・ノートを整理し、講義で示した事例を再検討しておくこと。
使用教材・参考文献	【教】我妻栄ほか『民法Ⅱ（第2版）』勁草書房2005年 【参】内田貴『民法Ⅲ（第3版）』東京大学出版会2005年	
成績評価方法と基準	<評価方法>試験結果80%、受講態度20%で判定する。 <評価基準>受講態度に問題がない場合は、行政書士試験と同程度の試験問題で50%以上の正解を合格とする。	
備考	履修条件：民法総則Ⅰ・Ⅱ、債権総論Ⅰを履修していること。	